

## 小林市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	42,053	18,411,476	255,321	3,297,078	17.9	17.1

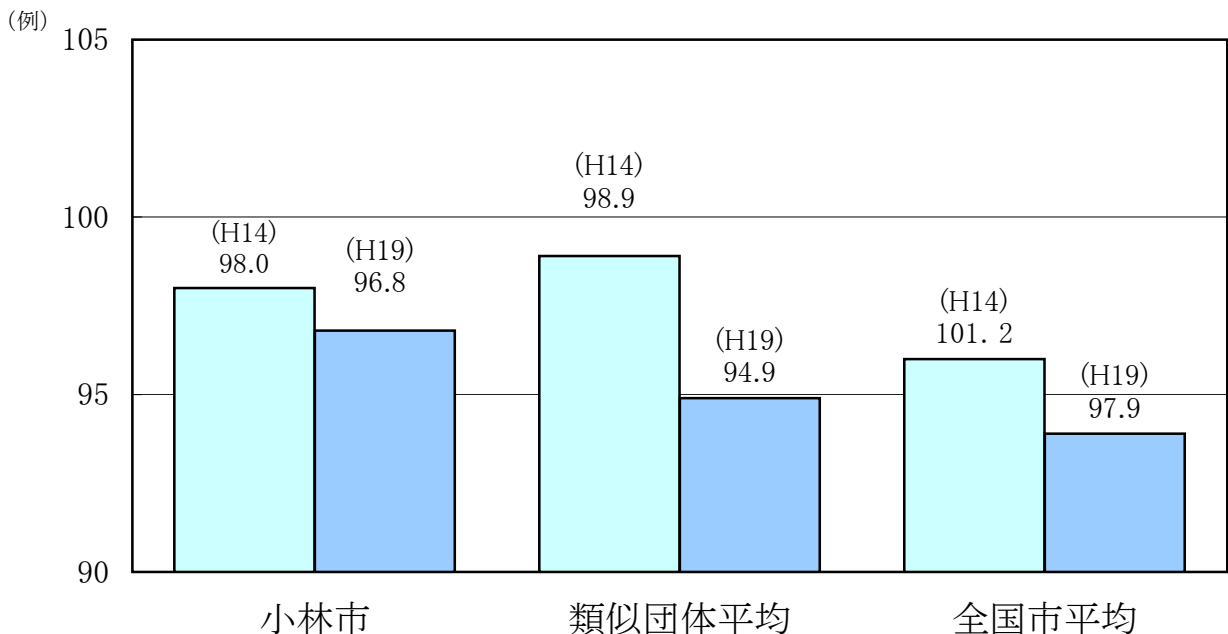
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	17年度類似団体 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	365	1,378,495	189,254	560,784	2,128,533	5,832	6,026

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、18年4月1日現在の人数です。

#### (3) 特記事項

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況（人事委員会を設置していないため、計上していません。）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小林市	39.7 歳	310,900 円	359,765 円	333,458 円
宮崎県	43.3 歳	353,105 円	420,673 円	381,339 円
国	40.7 歳	325,724 円	383,541 円	—
類似団体	43.2 歳	331,766 円	384,098 円	358,865 円

### ②技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
小林市	43.3 歳	65 人	335,800 円	366,178 円	350,671 円
うち清掃職員	— 歳	13 人	309,000 円	369,669 円	334,769 円
うち学校給食員	— 歳	25 人	326,400 円	337,936 円	334,176 円
うち自動車運転手	— 歳	18 人	373,100 円	413,972 円	392,467 円
宮崎県	51.1 歳	183 人	348,389 円	396,762 円	369,145 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	—
類似団体	47.5 歳	38 人	303,078 円	327,575 円	316,564 円

区 分	民間		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
小林市	—	— 歳	— 円
うち清掃職員	廃棄物処理 業従業員	43.3 歳	299,800 円
うち学校給食員	調理士	42.8 歳	206,700 円
うち自動車運転手	自家用自動 車運転手	54.7 歳	174,400 円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16年～18年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小林市	40.1 歳	350,200 円	458,100 円
宮崎県	42.7 歳	386,852 円	440,507 円
類似団体	41.3 歳	359,237 円	406,732 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(19年4月1日現在)

区 分		小林市	宮崎県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	170,200 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	138,400 円	139,000 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(19年4月1日現在)

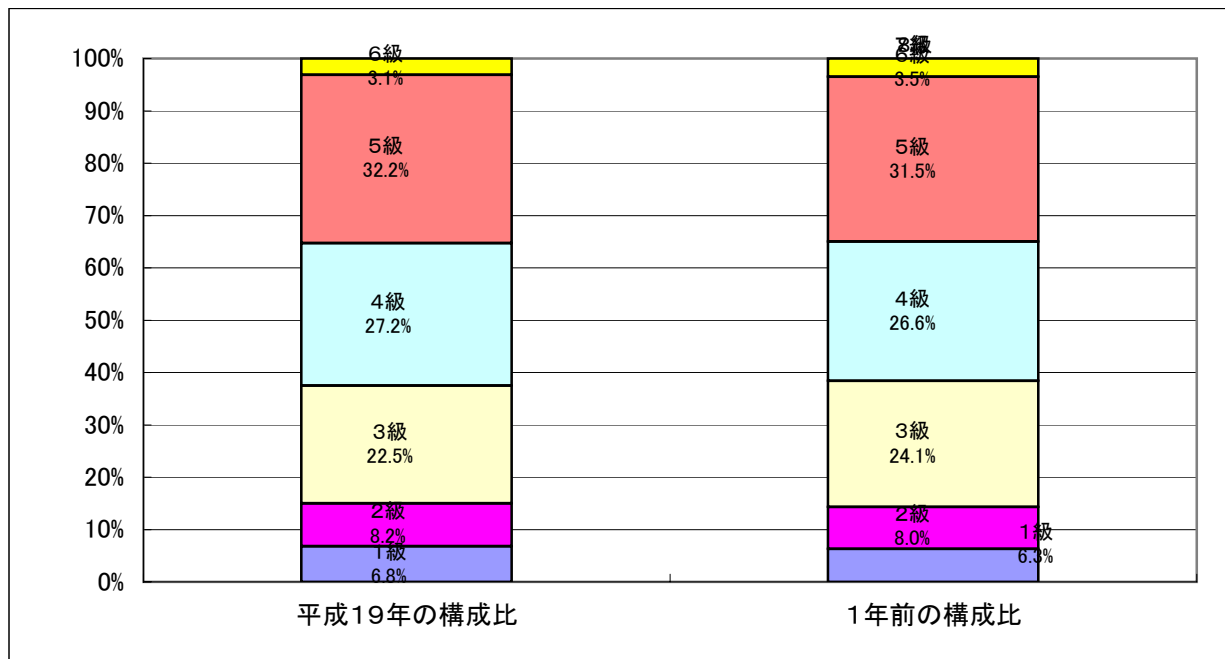
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	272,575 円	317,233 円	363,525 円
	高 校 卒	237,650 円	297,311 円	331,100 円
技能労務職	高 校 卒	248,450 円	285,400 円	361,100 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補又は技師補及び主事又は技師	19人	6.8%
2級	主事又は技師	25人	8.2%
3級	主任主事、主任技師又は高度の知識及び経験を必要とする業務を行う主事又は技師	63人	22.5%
4級	係長又は主査 困難な業務を処理する主任主事、主任技師	82人	27.2%
5級	課長又は課長補佐 又はこの職と同等の職務困難な業務を処理する係長又は主査	81人	32.2%
6級	困難な業務を処理する課長	9人	3.1%

- (注) 1 小林市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、制度について調査研究中です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小林市	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,786 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 )月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.425 月分 ( 0.725 )月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 ( 1.6 )月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤務手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、制度について調査研究中です。

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

小林市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2%~20%加算

(3) 地域手当(支給していません。)

(4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		49,562 千円	
支給職員1人当たり平均支給月額(18年度決算)		3,166 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		31.4 %	
手当の種類(手当数)		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税・介護保険料事務等従事手当	税務課、保険課、税務住民課、保険福祉課、西小林出張所及び市民病院の徴収事務に従事する職員	徴収及び課税事務	月額2,500円
		上記以外の税務職員	月額1,000円
		医療費の徴収事務	月額2,500円
		市税及び国民健康保険税の差押え	1世帯当たり150円
		市税及び国民健康保険税の差押物件の引揚げ	1世帯当たり250円
社会福祉業務手当	福祉事務所及び保健福祉課の社会福祉に関する業務に従事する職員	社会福祉に関する業務	月額3,500円
		行旅死亡人取扱業務	1体につき1,500円
		上記以外の死亡人の取扱業務	1体につき500円
感染症業務手当	感染症患者等に接する業務に従事する職員	感染症患者等に接する業務	1日につき200円
放射線取扱作業手当	病院に勤務し放射線照射業務に従事する職員	専ら放射線照射作業	月額3,000円
		上記以外の放射線照射作業	1日につき120円
病理細菌検査手当	病院に勤務し病理細菌検査に従事する職員	専ら病理細菌検査作業	月額3,000円
		上記以外の病理細菌検査作業	1日につき120円
理学療法等手当	病院に勤務し理学療法又は作業療法に従事する職員	専ら理学療法又は作業療法作業	月額3,000円
		上記以外の理学療法又は作業療法作業	1日につき120円
医師薬剤師手当	医師及び薬剤師	医師の医療業務及び薬剤師の医薬業務	病院長 月額300,000円
			副病院長 月額240,000円
			医長 月額180,000円
			医師 月額100,000円
			薬剤師 月額30,000円

深夜看護手当	病院に勤務する助産師、看護師、 准看護師又は市長がこれに准ずる 者と認める職員	勤務の全部又は一部が 深夜において行われる 看護業務	勤務1回につき2,300円 ただし、深夜における勤務時 間が2時間に満たない場合は、 勤務1回につき1,600円)
救急医療業務待機手当	病院に勤務する職員	救急医療業務に従事す るため勤務時間外に自 宅待機をする	医師 1回につき 8:00～17:00 5,000円 12:00～17:00 2,500円 17:00～翌日8:30 5,000円
			放射線技師及び臨床検査技 師 1回につき 8:00～17:00 4,000円 12:00～17:00 2,000円 17:00～翌日8:30 4,000円
			手術室に勤務する看護師及び 准看護師 1回につき 8:00～17:00 1,300円 12:00～17:00 650円 17:00～翌日8:30 1,300円
清掃作業手当	清掃作業に従事する職員	ごみの収集、運搬又は 処理作業業務	月額3,000円
特殊自動車運転手当	特殊自動車運転作業に従事する 職員	特殊自動車運転作業	月額3,500円
道路作業員手当	道路作業に従事する職員	専ら道路維持修繕の土 木作業	月額2,500円
災害派遣手当・武力攻撃 災害等派遣手当	災害復旧及び市民の保護のため に派遣された職員	災害復旧及び市民の保 護のための業務	効用施設又はこれに準ずる施 設 1日につき 30日以内 3,970円 31日～60日 3,970円 61日以上 3,970円
			上記以外の施設 1日につき 30日以内 6,620円 31日～60日 5,870円 61日以上 5,140円
企業手当	水道課職員	水道事業に従事	月額5,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	千円

## (6) その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	1、配偶者 月額13,000円 2、配偶者以外 ・1人目 配偶者が扶養親族の場合 月額6,000円 配偶者が扶養親族でない場合 月額6,500円 配偶者がいない場合 月額11,000円 ・2人目 月額6,000円 ・その他 1人につき 月額5,000円加算 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき 月額5,000円	同		47,956 千円	23,200 円
住居手当	1、借家 最高限度額 月額27,000円 2、持家 月額2,500円	同		22,041 千円	196,800 円
通勤手当	1、交通機関利用者 最高 月額55,000円 2、交通用具私用車 片道2km以上 月額2,800円～12,400円	異	月額 2,000円 ～20,900 円	1,303 千円	51,600 円
管理職手当	給料額の100分の10	同		17,503 千円	514,800 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の100分の125から150	同		0 千円	0 円

## 5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

給料	区分	給料	月額	
			額	等
給料	市長	788,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	602,000 円	940,000 円/	160,000 円
	須木区長	575,000 円	760,000 円/	419,000 円
報酬	議長	369,000 円	— 円/	— 円
	副議長	326,000 円	598,000 円/	266,000 円
	議員	313,000 円	522,000 円/	214,000 円
期末手当	市長	3.35 月分		
	副市長			
期末手当	須木区長	3.35 月分		
	議長			
退職手当	副議長	3.35 月分		
	議員			
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×在職月数×0.5	任期满了時	
	須木区長	給料月額×在職月数×0.3	"	
	備考	給料月額×在職月数×0.2	"	

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

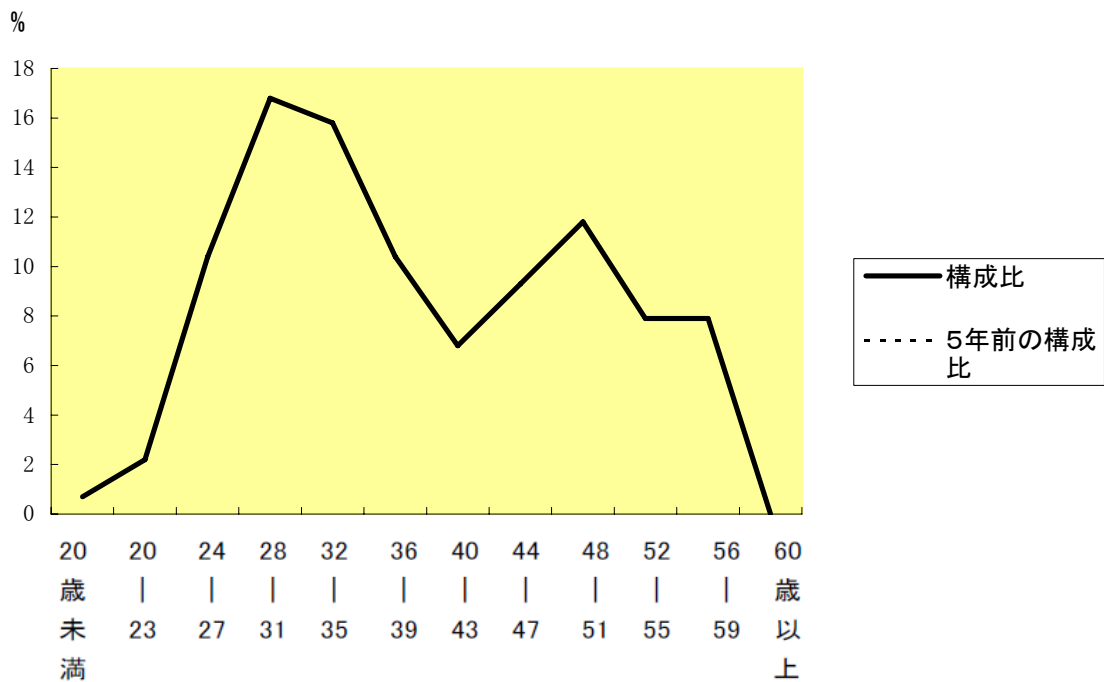
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成17年	平成18年		
普通会計部門	議会	8	7	-1	退職者数の2分の1採用を基本に人員減を図っています。
	総務	96	96	0	
	税務	23	24	1	
	民生	60	49	-11	
	衛生	40	38	-2	
	労働	0	0	0	
	農林水産	51	50	-1	
	商工	8	9	1	
	土木	32	32	0	
	計	318	305	-13	
	教育部門	62	61	-1	
	小計	380	366	-14	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.03 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.98 人)
公営企業計等部門	水道	13	13	0	
	病院	126	126	0	
	その他	30	32	2	
	小計	169	171	2	
	合計	549	537 [ 548 ]	-12	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.70 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）

(例)



(注) 平成18年3月20日合併のため、5年前の構成比は計上していません。

区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	2人	6人	29人	47人	44人	29人	19人	26人	33人	22人	22人	0人	279人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 549	人 510	人 -39	% -7.1

(参考) 小林市行政改革大綱における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成19年4月1日	平成23年4月1日	34

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	17年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目		
一般行政	職員数	318	305	296	-	-
	増減		-13	-9	-22(-6.92%)	-
教 育	職員数	62	61	59	-	-
	増減		-1	-2	-3(-4.84%)	-
消 防	職員数	-	-	-	-	-
	増減		-	-	( %)	-
公 営 企 業 等 会 計	職員数	169	171	171	-	-
	増減		2	0	2(1.18%)	-
計	職員数	549	537	526	-12	510
	増減		-12	-11	-23(-4.19%)	-39

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況 (地方公営企業法を一部適用しているため、計上していません。)

## 8 職員の福利及び利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し実施しなければなりません(地方公務員法第42条)また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故(病気、負傷、出産、死亡、災害等)に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり、(地方公務員法第43条第1項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって宮崎県市町村職員共済組合が制度を運営、実施しています。この他、職員は小林市職員厚生会に加入しています。

福利厚生の状況

区分内容

各種健康診断を実施し、職員の健康管理を推進しています。

共済制度の内容

- 1、短期給付:公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付
  - ・保健給付=療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額療養費など
  - ・休業給付=傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など
  - ・災害給付=弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金
- 2、長期給付=老後の経済生活を支援するための給付
  - ・退職共済年金=組合期間が1ヶ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給(65歳未満で受給できる特例あり)
  - ・障害者共済年金・一時金=組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給
  - ・遺族共済年金=組合員または組合員であつて者が死亡したとき遺族に支給
- 3、福祉事業=保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業
  - ・保険事業=健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など
  - ・宿泊事業=共済組合直営施設の利用助成
  - ・貯金事業=普通貯金の受入れ
  - ・貸付事業=普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など

厚生会の内容

文化・スポーツ大会等の実施やレクリエーション活動助成など職員の健康増進を目的としています。  
なお、祝金や見舞金などの個人に対する給付は、実施していません。

会員数 531人(H19.4.1現在)

市補助金(18年度決算)2,168,000円(会員1人当たり 3,993円)

会員自己負担金(18年度決算)4,046,130円(会員1人当たり 7,451円)

## 9 技能労務職員等の見直しに向けた取り組み方針

### 1 基本の方針及び取り組み

市では、指定管理者制度の導入を推進し、平成18年度に老人ホーム、平成20年度には図書館に指定管理者制度を導入し業務の見直しを進め、退職者の不補充及び事務職への職種変更を基本に見直しを進めていく予定です。

### 2 給与

前項 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況で記載しています。